

公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出細則

細則第2号

2005年11月5日制定

2016年7月23日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）役員選出規則（規則第4号）（以下「規則」という。）に基づく告示様式等について定める。

(選挙管理委員の公募)

第2条 規則第3条第1項の選挙管理委員の公募は、別紙様式第1号によって行う。

(選挙管理委員応募申込書)

第3条 規則第3条第2項の選挙管理委員の公募に対する申込みは、別紙様式第2号によって行う。

(申込者に対する抽選の結果の通知)

第4条 規則第3条第2項の選挙管理委員の公募申込者に対する抽選結果の通知は、別紙様式第3号によって行う。

(選挙管理委員の名簿告示)

第5条 規則第3条に基づく選挙管理委員の名簿告示は、別紙様式第4号によって行う。

(選挙の告示)

第6条 規則第6条の選挙の告示は、別紙様式第5号によって行う。

(理事の立候補届)

第7条 規則第8条の理事の立候補届は、別紙様式第6号のとおりとする。

(理事候補者にかかる推薦書)

第8条 規則第7条の理事候補者の推薦書は、別紙様式第7号のとおりとする。

(理事候補者の告示)

第9条 規則第11条の理事候補者の告示は、別紙様式第8号によって行う。

(理事の投票用紙)

第10条 規則第13条第2項の規定による理事の投票は、別紙様式第9号によって行う。

2 規則第21条第1項第1号の規定による理事の信任投票は、別紙様式第10号によって行う。

(監事の信任投票)

第11条 規則第21条第1項第2号の規定に基づく会員監事の信任投票及び同条同項第3号の規定に基づく外部監事の信任投票は、別紙様式第11号によって行う。

(改正)

第12条 この細則を改正するときは、理事会の決議によらなければならない。

附 則

1 この細則は、本会の設立許可のあった日から施行する。

2 2008年9月6日改正

3 2009年3月7日改正

4 2010年1月30日改正

5 2012年7月21日改正

6 この細則は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2016年7月23日から施行し、2016年7月1日から適用する。